〇 主文

原判決中被控訴人新潟市建築主事に対する訴えを却下した部分を取り消す。 右訴えにかかる事件を新潟地方裁判所に差戻す。

控訴人らのその余の控訴を棄却する。

第一、二審訴訟費用中、被控訴人新潟市建築審査会に生じた分は、控訴人らの負担 とする。 〇 事実

事実

当事者の求めた裁判

控訴人ら 1

原判決を取消す。

(<u>—</u>) 本件を新潟地方裁判所に差戻す。

との判決

被控訴人ら

控訴棄却の判決

主張並びに証拠関係

原判決事実摘示のとおつてあるから、これを引用する。

理由

控訴人らの被控訴人建築主事に対する訴えの適否について考える。 行政事件訴訟法第八条第一項、建築基準法第九六条、第九四条第一項によれば、市 町村建築主事のなした建築確認の取消しの訴えは、該確認についての審査請求に対 する該市町村建築審査会の「裁決を経た後」でなければできないとされ、また行政 不服審査法第一四条第一項本文によれば、審査請求は処分があつたことを知つた日 の翌日から起算して六〇日以内にしなければならないとされている。そこで審査請 求が右の期間経過後にされたものであるときは、同法第四〇条第一項により審査庁 は右審査請求を不適法として却下する旨の裁決をすることになるが、この場合は、 行訴法及び建築基準法の前記各規定にいう「裁決を経た後」に該らないことは明ら かである。もしそうでないとすれば、取消しの訴えを起こそうとする原告は、自分の好きなときに審査請求を申立て、却下の裁決を得てから裁判所に出訴しうろこととなり、その不合理なことはいうまでもない。また審査請求が法定の期間内になされたのに、審査庁がこれを期間経過後になされたものとして不適法却下の裁決をした場合には「裁決を経た後」に該ることは明らかである。もしそうでないとした。 ら、審査請求人に司法審査の機会を与えるか否かは、別途、裁決が取消されない限 行政庁たる審査庁の任意に委ねられていることになり、これまた不合理である ことはいうまでもない。それ故、審査請求が法定期間経過後のそれであることを理 由として審査庁により不適法却下の裁決がなされたが、原処分取消しの訴えにおい て右期間遵守の有無、従つて裁決の当否について当事者間に争いがあるときは、この点につき審理判断をしたうえでなければ右取消しの訴えが「裁決を経た後」に提起されたものであるか否かを決定することはできない道理である。 ところで、本件建築確認は、被控訴人主事によつて昭和五三年一一月三〇日になさ

れ、控訴人らは同五四年五月二日被控訴人審査会に対し右確認につき審査請求を申 立て、同被控訴人は同年六月一二日右審査請求が法定期間経過後になされたもので あることを理由に不適法却下の裁決をしたことは当事者間に争いがなく、さらに控 訴人らが同年八月九日新潟地方裁判所に原処分たる建築確認の取消しの訴えを提起 したこと及び控訴人らが、本訴において、控訴人らの本件確認を了知した日時は同 年三月三日であり、本件審査請求は法定の期間内になされた適法なそれであつたと 主張していることは訴訟上明らかである。それ故本件においてもまず被控訴人審査 会のなした裁決の当否について審理判断したうえでなければ訴えの適否を決しがた いところ、原審はこれと異なる見解に立つて、裁決の内容が審査請求が法定期間後 になされたことを理由とする不適法却下であつたことの一事をもつて本訴を不適法 と断定したものであり、ひつきよう法令の解釈を誤り、延いて審理不尽の違法を犯 したものといわざるをえない。

それ故、原判決中右訴えに関する部分はこれを取消し、事件を新潟地方裁判所に差戻すべきものである。

控訴人らの被控訴人審査会に対する訴えについての当裁判所の判断は、原判決 中に示された原審のそれと同一であるから、これを引用する。

よつて行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第三八六条、第三八八条、第三八四 条第一項、第九六条、第八九条を適用して主文のとおり判決する。

石川義夫 寺澤光子 原島克己) (裁判官

(原裁判等の表示)

〇 主文

本件訴えをいずれも却下する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

- 1 被告新潟市建築主事が昭和五三年一一月三〇日付でしたAに対する建築確認 (許可番号昭和五三年二三〇一) はこれを取り消す。
- 2 被告新潟市建築審査会が昭和五四年六月一二日付でした原告らの審査請求を却 下するとの裁決はこれを取消す。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 二 請求の趣旨に対する答弁

主文と同旨。

第二 当事者の主張

ー 原告らの請求原因

1 被告新潟市建築主事は昭和五三年一一月三〇日付でAに対する建築確認(許可番号昭和五三年二三〇一、以下「本件建築確認」という。)をした。

二 被告らの答弁(木案前の抗弁)

1 建築主事がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないところ(建築基準法第九六条)、原告らの被告新潟市建築審査会に対する審査請求は不適法として却下されているのであるから、原告らの被告新潟市建築主事に対する訴えはいまだ右審査請求前置の要件を具備しているとはいえず、不適法として却下されるべきである。

2 取消訴訟は、処分または裁決があつたことを知つた日から三か月以内に提起しなければならず、また処分または裁決のときから一年を経過したときは提起できないところ(行政事件訴訟法第一四条第一項、第三項)、原告らの被告新潟市建築審査会に対する訴えは原告らが本件裁決があつたことを知つたときから三か月以上、また本件裁決のときから一年以上を経過した後に提起されたものであるから、不適法として却下されるべきである。

三 原告らの反論

原告らの審査請求を却下した本件裁決が違法なものであることは前記のとおりであり、このような場合には、原告らは直ちに原処分たる本件建築確認の取消しを求める訴えを提起することができるというべきである。また建築基準法第九六条にいう「建築審査会の裁決を経た後」の「裁決」中には棄却の裁決ばかりでなく却下の裁

決も含まれると解するのが相当である。 第三 証拠(省略)

〇理由

次に原告らの被告新潟市建築審査会に対する訴えの適否について判断するのに、右訴えにかかる請求が原告らの被告新潟市建築主事に対する訴えにかかる請求が原告らの被告新潟市建築主事に対する訴えとは原告らの被告所認法第一三条にいう「関連請求」に当たることは原告らの海にの関連請求」に当たることは原告らの海に対して、原告らの被告新潟市とといって、原告らの被告新潟市建立のは別である。ところが原告らの訴訟手続であることには何らを表しないとえれて、ところが、の過去を担合したの訴訟が、本件を表別のときの対象である本件表別のときが、本件表別のときの対象である本件表別のおよび原告らの主張に照らしたの取り、そうするとに持定を表別であるといわなければならない。

よつて、原告らの本件各訴えはいずれも不適法としてこれを却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九三条を適用して、主文のとおり判決する。